

仕様書

1. 業務名

大分市木製品(大型木製遊具)提案・調達・設置業務委託

2. 目的

本事業は、森林環境譲与税を活用した木材普及啓発事業であり、親子で遊べる場である、こどもルームに大型木製遊具を設置することで、子どもが幼少期より木に触れる体験を提供することを目的として実施する。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日(金)まで

4. 業務内容

(1) 大型木製遊具提案業務

おままごとスペースに相応しい遊具やその他の備品の選定、提案及び遊具等の配置に関するレイアウトの作成

(2) 大型木製遊具調達、設置業務

- ① 遊具等の調達(製作を含む。)
- ② 遊具等の搬入及び設置(安全対策を含む。)

(3) 業務場所

金池南1丁目5番1号 J:COM ホルトホール大分 2階
納入場所:中央こどもルーム 指定する場所に納入、設置すること。

5. 仕様

(1) 材 質

- ① 大分県産材とする。外国産材は不可とする。
※ 大分県産材であることの証明書を提出すること。
- ② 合法的に伐採された木材を使用していることを証明できる書類を提出すること。
- ③ 設置後に狂いやねじれが生じないよう、製作物は乾燥材(含水率20%以下)を用いること。
- ④ 日常的な使用に堪えるものであること。

(2) 規格数量

- ① 規格 設置スペースのサイズ:W=5,000 mm程度×L=5,000mm 程度×H=1,000 mm程度
※ レイアウトの変更が可能なものとする。
※ 詳細については、発注者と受注者で、協議し決定するものとする。

- ② 数量 遊具等の数量及びサイズは定めないが、規格内に収まるものとする。
 - ※ 器具や食材等のおもちゃは不要とする。
 - ※ 机や椅子は、2 セットとする。
 - ※ 床を傷つけないようマットも含む。

(3) デザイン

- ① 子どもの動線や目線を配慮した遊具の配置、装飾による空間の演出。
- ② 親しみやすいデザインとし、転倒防止対策等の安全性に配慮すること。
また、必要に応じて衝撃吸収性を有する素材を設置すること。
- ③ 想像力や工夫する力を育み、発達・発育に効果的な遊具を配置すること。
- ④ 遊具を使用し、親子の触れ合いや他の利用者との交流ができるよう配慮すること。
- ⑤ 提案内容を参考に、発注者と協議の上最終決定すること。

(4) 表示

「森林環境譲与税を活用し、大分県産材で製作しています」の文字を表示板等にて、利用者にわかりやすく表示すること。

(5) その他

- ① 幼児等が使用することを考慮し表面を滑らかに仕上げ、面取り等の加工を行うこと。
- ② 幼児等が使用することを考慮し、塗装や加工に使用する薬剤については、発注者と受注者で、協議し決定するものとする。
- ③ 維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易なものであること。
- ④ 日頃の清掃業務や感染症対策等を含むメンテナンス性や利用の安全性に考慮すること。
- ⑤ 遊具の引き渡し時には取扱説明書を管理者に提出しなければならない。

6. 提案金額の上限等

提案金額(本市との契約額)の上限は 5,500 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

7. 疑義

本業務を遂行するにあたって、明示なき事項、または疑義を生じた場合は、発注者と受注者で、協議し決定するものとする。

8. 瑕疵担保

本契約の期間の末日から1年間は無償保証期間とし、製作品に不良、設置の不備その他の瑕疵があった場合には、直ちに無償にて交換又は修繕を行うこと。

9. 一般的事項

- (1) 本事業は、事業設計書、契約書及びこの仕様書により施工するものとする。
- (2) 事業予定期日を遵守すること。
- (3) 指示のない事項及び不明の点については、すべて発注者の指示を受けて行うこと。
- (4) 作業にあたっては、労働関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止については厳重な注意を行うこと。

10. 特記事項

- (1) 本業務の成果物に係る意匠及び著作権等については、特に定めのない限り市に帰属するものとする。
- (2) 材料調達時、納入前等において、確認検査を行うものとする。
- (3) 本仕様書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項については、要求内容に含まれるものとして提案書を作成すること。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、発注者と協議のうえ、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。
- (5) その他必要事項については、発注者と受注者で、協議し決定するものとする。

11. 業務完了通知書等の作成及び提出

- (1) 全ての業務が終了した後は、次に掲げる書類を担当者に提出し、検査を受けること。
 - ・委託目的物引渡書
 - ・業務完了(終了)通知書
 - ・作業写真(作業工程が分かるよう)
 - ・大分県産材であることの証明書(出荷証明等)
- (2) その他提出書類
 - 契約締結後
 - ・業務計画書(業務工程表)
 - ・業務責任者選任通知書